

○財務省告示第百三十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十八年三月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日前の期間に係るものに限る。第二号において同じ。）及び同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。第二号において同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十八年四月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十八年三月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別
表第一の六の項名

輸入数量

	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	
一、一二一、〇六四トン	五、四八四、九六一トン	六七、四七三トン	一三、九一三トン	一〇、〇七四トン	四八、一〇七トン	一七・七トン	九トン	二五トン	一、六四六トン	四四、〇三六トン	二六トン	一・八トン	〇トン		

二九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一三	一二	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	
三六〇トン	七トン	一八、四九七トン	六、一八七トン	○トン	七三トン	六、八一六トン	四六八トン	三〇、九八四トン	三九九トン	一、一七六トン	一五、七四八トン	一三七、九四〇トン	五、二〇六トン	八〇六トン	六六七、七六三トン	

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十八年三月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量及び同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一四 一三	五、四八四、九四〇トン 九四四、八七〇トン